上田市西部地域包括支援センター　契約書別紙

1 事業所の概要

(1) 名称、所在地等

事　業　所　名	上田市西部地域包括支援センター
所　　在　　地	長野県上田市常磐城 2256-1
介護保険事業所番号	２０００３００１４１
通常の事業の実施地域	上田市（西部地区・塩尻地区）

(2) 職員体制

区　　分	常勤	非常勤	業務内容	計
所長	１名		事業全般の管理運営	１名
主任介護支援専門員 社会福祉士 保健師	各１名		(1) 総合相談・支援事業 (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (3) 介護予防ケアマネジメント事業 (4) 権利擁護事業 (5) 在宅医療・介護連携推進事業 (6) 生活支援体制整備事業 (7) 介護予防支援事業 (8) 上田市長が必要と認める事業	５名
生活支援コーディネーター	１名		地域の特性を生かした住民の支え合い活動の支援他	１名
介護支援専門員他			(1) ～ (8) の支援	

(3) 営業日、営業時間

営　業　日	月曜日～金曜日 但し、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで（営業時間外でも連絡を取れる体制となっております） 営業時間外連絡先電話番号：0268-71-5712（転送されます）

2 利用料金

(1) 利用料

介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。（介護報酬改定により令和８年６月１日から『介護職員等処遇改善加算』として２.１％が加算されますがこちらも自己負担はありません）ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1 ヶ月につき要介護度別に定められた法定単価をいただき、当事業所から提供証明書と領収書を発行いたします。この提供証明書と領収書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記１の（１）の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、職員が訪問するための交通費の実費（片道５㎞まで 100 円、５㎞を超える場合は１㎞増す毎に 100 円加算）が必要となります。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月 10 日までに前月分の請求書を発行しますので、10 日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払方法は、銀行振込・現金集金・口座自動振替の中からご契約の際に選べます。

3 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

センターは地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する事を目的としています。

また、常に利用者の立場に立ち、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが提供できるよう配慮します。

(2) サービス利用のために

事　　項	有 無	備　　考
担当者の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい。
職員への研修の実施	有	毎月実施しております。
契約後、サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料	無	

4　個人情報の取り扱いに係る項目

（1）利用目的

・介護保険における介護認定の申請、更新または変更のため

・利用者に関わる介護予防ケアマネジメント計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため

・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者（市町村）及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため

・利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合

・利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため

・地域ケア会議またはサービス担当者会議において必要とする場合

・その他、緊急を要するときの連絡のため

・ テレビ電話装置を活用したサービス担当者会議等に係る情報等の共有と利用者並びにその家族の当該会議への参加時の画像を介した会議の開催

（2）事業者の遵守事項

① 個人情報の提供は必要最低限の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

② 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示すること。

③ テレビ電話装置の活用によるサービス担当者会議等を開催する場合、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守すること

5 事故発生時の対応

(1) 当事業所の介護予防ケアマネジメントの提供により利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置については記録を執ることとします。

(2) 当事業所の介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

6 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所ご利用お客様相談・苦情担当

当事業所に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を賜ります。

電　話 ：0268-71-5712

(受付時間　月曜日～金曜日　午前8時30分～午後5時30分まで)

苦情受付担当者　　主任ケアマネ・保健師・社会福祉士・生活支援コーディネーター

苦情解決責任者　　社会福祉士

(2) 上記以外に、次の行政機関その他苦情受付機関の窓口等に苦情を伝えることができます。

上田市高齢者介護課	所 在 地　上田市大手1-11-6 電　　話　０２６８-２３-５１４０ 受付時間　午前８時３０分～午後５時１５分
長野県健康保険団体連合会	所 在 地　長野市西長野字加茂北１４３－８ 電　　話　０２６－２３８－１５８０ 受付時間　午前９時００分～午後５時００分